

<記載例>

(記載例の解説及び注意事項等は、6 ページ以下を御覧ください。)

* この記載例は、相続人である妻と子 2 人で遺産分割協議をし、相続財産中の不動産を子 2 人が相続した場合のものです。

※ 受付シールを貼るスペースになりますので、この部分には何も記載しないでください。

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権移転

原 因 令和 1 年 6 月 2 0 日相続 (注 1)

相 続 人 (被相続人 法 務 太 郎) (注 2)

〇〇郡〇〇町〇〇 3 4 番地

(住民票コード 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1) (注 3)

(申請人) 持分 2 分の 1 法 務 一 郎 印 (注 4)

〇〇市〇〇町三丁目 4 5 番 6 号

(申請人) 持分 2 分の 1 法 務 温 子 印

連絡先の電話番号 0 0 - 0 0 0 0 - 0 0 0 0 (注 5)

添付情報

登記原因証明情報 (注 6) 住所証明情報 (注 7)

☐ 登記識別情報の通知を希望しません。(注 8)

令和 1 年 7 月 1 日申請 〇〇 法務局 (又は地方法務局) 〇〇支局 (又は出張所)

課 税 価 格 金 2 , 0 0 0 万円 (注 9)

登録免許税 金 8 0 , 0 0 0 円 (注 10)

不動産の表示 (注 11)

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 (注 12)

所 在 〇〇市〇〇町一丁目

地 番 2 3 番

地 目 宅地

地 積 1 2 3 ・ 4 5 平方メートル

不動産番号 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2

所 在 〇〇市〇〇町一丁目 2 3 番地

家 屋 番 号 2 3 番

種 類 居宅

構 造 木造かわらぶき 2 階建

床 面 積 1 階 4 3 ・ 0 0 平方メートル

2 階 2 1 ・ 3 4 平方メートル

契印 (注 13)

遺産分割協議書の例

遺産分割協議書

令和元年6月20日、〇〇市〇〇町〇番地 法務太郎 の死亡によって開始した相続の共同相続人である法務花子、法務一郎及び法務温子は、本日、その相続財産について、次のとおり遺産分割の協議を行った。

相続財産のうち、下記の不動産は、法務一郎（持分2分の1）及び法務温子（持分2分の1）が相続する。

この協議を証するため、本協議書を3通作成して、それぞれに署名、押印し、各自1通を保有するものとする。

令和元年7月1日

〇〇市〇〇町二丁目12番地	法 務 花 子	実印（注14）
〇〇郡〇〇町〇〇34番地	法 務 一 郎	実印（注14）
〇〇市〇〇町三丁目45番6号	法 務 温 子	実印（注14）

記

不動産

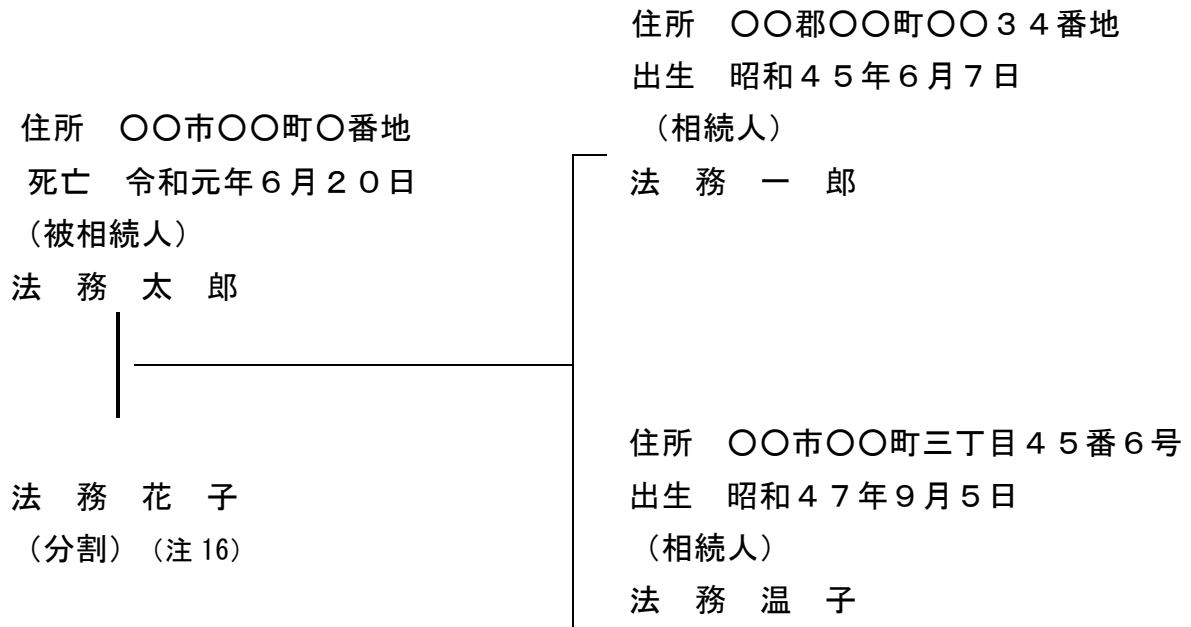
所 在	〇〇市〇〇町一丁目
地 番	23番
地 目	宅地
地 積	123・45平方メートル

所 在	〇〇市〇〇町一丁目23番地
家屋番号	23番
種 類	居宅
構 造	木造かわらぶき2階建
床 面 積	1階 43・00平方メートル
	2階 21・34平方メートル

* これは、記載例です。この記載例を参考に、協議の結果に応じて作成してください。

相続関係説明図例（注 15）

被相続人 法務太郎 相続関係説明図



* これは、記載例です。この記載例を参考に、相続の結果に応じて作成してください。

委任状の例（注17）

委 任 状

私は、〇〇市〇〇町〇〇番地 乙野二郎 に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること
- 2 登記が完了した後に通知される登記識別情報通知書及び登記完了証を受領すること
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請を取下げ、又は補正すること
- 4 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること
- 5 上記1から4までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

令和元年7月1日

〇〇郡〇〇町〇〇34番地
法 務 一 郎 印（注18）

〇〇市〇〇町三丁目45番6号
法 務 温 子 印（注18）

記

登記の目的 所有権移転

原 因 令和元年6月20日相続

相 続 人 （被相続人 法務太郎）
〇〇郡〇〇町〇〇34番地 持分2分の1 法務一郎
〇〇市〇〇町三丁目45番6号 持分2分の1 法務温子

不動産の表示

所 在 〇〇市〇〇町一丁目
地 番 23番
地 目 宅地
地 積 123・45平方メートル

所 在 〇〇市〇〇町一丁目23番地
家屋番号 23番
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床 面 積 1階 43・00平方メートル
2階 21・34平方メートル

* これは、記載例です。この記載例を参考に、申請の内容に応じて作成してください。

＜解説及び注意事項等＞

- (注 1) 遺産分割協議が成立した日ではなく、被相続人（死亡した方）が死亡した日（戸籍上の死亡日）を記載します。
- (注 2) 被相続人（死亡した方）の氏名を記載します。
- (注 3) 住民票コード（住民基本台帳法第 7 条第 13 号に規定されているもの）を記載した場合、添付情報として住所証明情報（住民票の写し）の提出を省略することができます。
住所が海外の場合、国内における連絡先となる者の氏名・住所等も記載してください（詳細はこちら（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00589.html））。
- (注 4) 相続する持分、相続人の住所及び氏名を記載し、申請人（相続人の 1 人が申請することもできますが、その場合、申請人にならない方には登記識別情報が通知されません。）が末尾に押印します（認印で結構です。）。相続人の住所及び氏名は、住民票の写しに記載されているとおりに正確に記載してください。持分は、遺産分割協議書に記載されている持分と一致している必要があります。
外国人の方については、「ジョン・スミス（JOHN SMITH）」のように、括弧書きでローマ字氏名を併記してください（詳細はこちら（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00589.html））。
- (注 5) 申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日の日中に連絡を受けることができるもの。携帯電話の電話番号でも差し支えありません。）を記載してください。
- (注 6) 登記原因証明情報として、遺産分割協議書及び被相続人（死亡した方）の出生から死亡までの経過の記載が分かる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本）等を添付します。また、遺産分割協議の当事者である相続人全員の戸籍全部（一部）事項証明書（戸籍謄抄本）も添付してください（被相続人が死亡した日以後の証明日のものがが必要です。）。被相続人の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等と重複するものがある場合には、重ねて提出する必要はありません。
また、法定相続情報証明制度を御利用いただいている場合には、法定相続情報一覧図の写しを提出するか、法定相続情報番号（法定相続情報一覧図の写しの右上に記載された番号）を申請書に記載することで、被相続人が死亡した事実が分かる被相続人の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は除籍全部事項証明書（除籍謄本）並びに相続人であることが分かる相続人の戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄抄本）の添付に代えることができます。法定相続情報証明制度の具体的な手続については、こちら（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html）を参照してください。
戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等の集め方が分からない場合には、本籍地又は最寄りの市区町村役場にお問合せください。
なお、遺産分割協議書には、遺産分割協議を行った相続人全員の印鑑証明書（当該協議書に押印された印鑑の証明書です。作成後 3 か月以内のも

のでもなくとも差し支えありません。)が必要となります。

また、被相続人の最後の氏名及び住所が登記記録上の氏名及び住所と異なる場合や被相続人の本籍が登記記録上の住所と異なる場合には、被相続人が登記記録上の登記名義人であることが分かる被相続人の本籍の記載のある住民票の除票又は戸籍の表示の記載のある戸籍の附票の写し等が必要となります。

「相続関係説明図」を提出された場合には、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等の原本をお返しすることができます（注 15 参照。）。遺産分割協議書については、別にその謄本を提出する必要があります。

- (注 7) 申請に係る不動産を相続することになった相続人全員の住民票の写しです。住民票コードを記載した場合（注 3）は、提出する必要はありません。

なお、住民票の写しは、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを提出してください。

また、登記原因証明情報として法定相続情報一覧図の写しを提出する場合において、当該一覧図の写しに相続人の方の現在の住所が記載されている場合には、住所証明書の添付に代えることができます。

- (注 8) 登記識別情報の通知を希望しない場合には、□にチェックをします。
登記権利者が複数人いる場合は、登記権利者ごとに希望しない旨を申し出ることができます。

- (注 9) 課税価格、登録免許税の計算方法は、「登録免許税の計算（<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001325692.pdf>）」を参照してください。

なお、登録免許税が免除される場合には、課税価格の記載は不要です。

- (注 10) 登録免許税額を記載します。登録免許税が免除される場合には、登録免許税額の記載に代えて免除の根拠となる法令の条項を記載します。また、登録免許税が軽減される場合には、登録免許税額の記載に加えて軽減の根拠となる法令の条項を記載します。

なお、登録免許税を現金納付する場合はその領収証書を貼り付けた用紙を、収入印紙で納付する場合には収入印紙（割印や消印はしないでください。）を貼り付けた用紙を、申請書と一括してつづり、申請人又はその代理人は、つづり目に必ず契印をしてください（注 13）参照。なお、申請人が2人以上いる場合は、そのうちの1人が契印することで差し支えありません。）。。

- (注 11) 登記の申請をする不動産を、登記記録（登記事項証明書）に記録されているとおりに正確に記載してください。

- (注 12) 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。

- (注 13) 申請書が複数枚にわたる場合は、申請人又はその代理人は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください（申請人が2人以上いる場合は、そのうちの1人が契印することで差し支えありません。）。。

- (注 14) 遺産分割協議書には、印鑑証明書と同じ印（実印）を押し、印鑑証明書を各 1 通添付します（3 か月以内に作成されたものでなくても結構です。）。
- (注 15) 「相続関係説明図」が提出された場合には、申請書に添付した登記原因証明情報として提出された戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄抄本）、除籍事項証明書（除籍謄本）を、登記の調査が終了した後にお返しすることができます（これを原本還付の手続といいます。）。
- (注 16) 「法務花子」の下にある（分割）とは、同人が遺産分割協議の結果、相続財産中の不動産を相続しなかったという意味です。
- (注 17) 代理人に登記の申請を委任する場合、記載例を参考に委任状を作成してください（この場合、申請書に代理人についての記載等が必要です。）。
- (注 18) 委任者の印は、認印で結構です。

*** お知らせ（令和 6 年 4 月 1 日からの新ルール）**

令和 6 年 4 月 1 日から相続登記の申請が義務化されました。

令和 6 年 4 月 1 日より前に開始した相続についても、その相続登記をしていない場合には、義務化の対象となります。

また、相続人が、遺贈により不動産を取得した場合についても同様に、その所有権移転登記の申請が義務化されます。

なお、正当な理由がないにもかかわらず、法定の期間内に、これらの申請をしなかった場合には、10 万円以下の過料が科されることがあります。

詳しくは、法務省ホームページでご案内しています。

（参考）法務省ホームページ

「相続登記の申請義務化特設ページ」

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00590.html